

愛媛県における高齢者・障害者支援の あり方について

一 愛媛県における福祉サービス利用援助事業の推移と 成年後見人確保の取り組み —

宮崎 幹朗

1 愛媛県における高齢化の現状

日本では、いずれの地域においても、高齢化が進行しつつあり、高齢化対策が大きな課題となっている。愛媛県においてもそれは例外ではなく、むしろ他の都道府県に比べて、高齢化の進行は深刻である。2012年10月現在の総務省統計局の統計によれば、全国の高齢化率が24.1%であるのに対して、愛媛県は27.8%で、全国第九位の高齢化率となっている。2013年度の愛媛県長寿介護課の調査によれば、前年の総務省統計局のデータよりもわずかによくなっているものの、愛媛県全体の高齢化率は27.64%であり、特に南予地域では34.11%と高く、東予地域の28.47%、中予地域の24.11%に比してかなり高齢化が進んでいる状況にある¹。南予地域の九市町の高齢化率はすべて30%を超えている。また、11市の平均27.04%に比べて、9町の平均は33.19%と高くなっており、人口の少ない地域ほど高齢化率が高い傾向がはっきりと示されている。人口が1万人未満である上島町、久万高原町、松野町の高齢化率は、それぞれ40.63%、43.72%、39.17%となっており、人口が1万人足らずの伊方町では、39.39%となっ

¹ 愛媛県では、一般に、香川県寄りの愛媛県東部の四国中央市、新居浜市、西条市、上島町、今治市の地域を「東予地域」、松山市とその周辺の東温市、砥部町、松前町、伊予市、久万高原町の愛媛県中央部に位置する地域を「中予地域」、内子町、大洲市、八幡浜市、伊方町、西予市、宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町の愛媛県南部の地域を「南予地域」と呼ぶことが通例化している。

ている（表 1 参照）。

同じ統計データによれば、後期高齢者（75 歳以上）の数は、松山市を除くすべての市町において、前期高齢者（65～74 歳）の数よりも多くなっている（表 2 参照）。愛媛県全体でみると、高齢者の中では、前期高齢者の割合が 46.66%であるのに対して、後期高齢者の割合が 53.34%であり、高齢化の状況が深刻になっていることがうかがえる。いうまでもなく、市よりも町の方が後期高齢者の割合が高く、東予および中予地域に比べて南予地域の方が後期高齢者の割合が高い傾向がわかる。南予地域の後期高齢者の割合は 19.76%で、東予地域の 15.06%、中予地域の 12.34%よりかなり高い割合となっている。それだけではなく、前期高齢者の割合も他の地域に比べて高く、東予地域では 13.41%、中予地域では 11.87%であるのに対して、14.35%となっている。

また、愛媛県全体において、高齢単身者および寝たきり高齢者数は増加しつつある。愛媛県長寿介護課の統計データによれば、1985 年においては高齢単身者数が 14,160 人、寝たきり高齢者数が 4,203 人であったところ、双方とも増加し続け、2000 年にはそれぞれ 34,174 人、10,515 人となり、2010 年には 47,843 人、20,231 人となっている（表 2 参照）。高齢単身者は、2012 年にその割合が減少しはじめ、2013 年には数も減少し始めた。高齢者数が増加する中で、単身者の数とその割合は 2011 年にピークとなった感がある。しかし、寝たきり高齢者数はなお増加し続けており、その割合も年々増加している。2013 年には、その割合が 6%に達しており、1997 年に 3%であったものが、16 年間でその数は約 3 倍、割合は倍になっており、後期高齢者数の増加に伴って、寝たきり高齢者数も増加しつつあり、ますます深刻な状況となっていくことが予想される。

表 1 愛媛県内各市町別高齢化率（平成 25 年 4 月 1 日現在）

市町	総人口(人)	65 歳以上人口(人)	高齢化率(%)
----	--------	-------------	---------

松山市	515,788	119,876	23.24
今治市	168,863	50,528	29.92
宇和島市	83,556	27,302	32.68
八幡浜市	37,729	12,780	33.87
新居浜市	124,388	34,729	27.92
西条市	114,287	31,255	27.37
大洲市	47,244	14,436	30.56
伊予市	39,020	11,065	28.36
四国中央市	91,981	25,779	26.94
西予市	41,968	15,697	37.40
東温市	34,172	8,765	25.65
上島町	7,488	3,042	40.63
久万高原町	9,748	4,262	43.72
松前町	31,221	8,148	26.10
砥部町	22,047	5,735	26.01
内子町	18,177	6,348	34.92
伊方町	10,938	4,309	39.39
松野町	4,366	1,710	39.17
鬼北町	11,492	4,380	38.11
愛南町	24,239	8,443	34.83
計	1,438,612	397,589	27.64

出典：愛媛県長寿介護課「平成25年度高齢者人口等統計表」

表2 愛媛県内市町別前後期高齢者数 (2013年4月1日)

市町	前期高齢者数 (人)	総人口比(%)	後期高齢者数 (人)	総人口比(%)
松山市	60,120	11.66	59,756	11.59

今治市	24,501	14.51	26,027	15.41
宇和島市	12,053	14.43	15,249	18.25
八幡浜市	5,647	14.97	7,133	18.91
新居浜市	16,593	13.34	18,136	14.58
西条市	13,918	12.19	17,337	15.18
大洲市	5,994	12.69	8,442	17.87
伊予市	5,006	12.83	6,059	15.53
四国中央市	11,583	12.59	13,196	14.35
西予市	6,239	14.87	9,458	22.54
東温市	4,053	11.86	4,712	13.79
上島町	1,383	18.47	1,659	22.16
久万高原町	1,377	14.13	2,885	29.60
松前町	4,006	12.83	4,142	13.27
砥部町	2,858	12.96	2,877	13.05
内子町	2,489	13.69	3,859	21.23
伊方町	1,614	14.76	2,695	24.64
松野町	647	14.82	1,063	24.35
鬼北町	1,666	14.50	2,714	23.62
愛南町	3,782	15.60	4,661	19.23
計	185,529	12.90	212,060	14.74

出典：愛媛県長寿介護課「平成25年度高齢者人口等統計表」

表3 愛媛県における高齢単身者数および寝たきり高齢者数の推移

年	65歳以上 人口(人)	高齢単身者 数(人)	高齢単身者 比率(%)	寝たきり高 齢者数(人)	寝たきり高 齢者比率(%)
1985	196002	14160	7.22	4203	2.14
1990	229825	20974	9.13	6211	2.70

1995	275301	27355	9.94	7482	2.72
2000	317002	34174	10.78	10515	3.32
2005	348993	41694	11.95	13587	3.89
2010	379459	47843	12.61	20231	5.33
2011	379794	48494	12.77	21311	5.61
2012	385799	49081	12.72	22034	5.71
2013	397589	46179	11.61	23860	6.00

出典：愛媛県長寿介護課「平成25年度高齢者人口等統計表」

2 愛媛県内の知的障害者と精神障害者の状況

愛媛県内の障害者を障害者手帳等の所持者数でみると、2010年の愛媛県のデータによれば、身体障害者手帳所持者数は80,862人、療育手帳（知的障害者）所持者数は11,200人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は18,800人となっている。障害を持つ人であってもそれぞれの手帳の交付申請をしていない人もいるため、これらの数字が障害者の正確な数字となっているわけではないが、すべての障害者の類型において、手帳所持者は年々増加する傾向を示している。何らかの障害のため、何かの支援を必要とする人が増え続けているということである。

2013年3月現在の療育手帳交付状況をみると、18未満の人が2,689人であるのに対して、18歳以上の人の数は9,230人となっている（表4参照）。2006年以降の経年変化をみてみると、年々増加する傾向を示している（表5参照）。18歳未満の手帳所持者数はほぼ横ばい状態であるのに対して、18歳以上の手帳所持者数が増えている。また、18歳未満では、中経度の方が多いのに対して、18歳以上では、重度と中経度の数が拮抗している。

精神障害者福祉手帳の所持者数は、5,700人程度ではあるが、通院治療

費の公費負担が承認されている人はその3倍以上あり、今後も増加するものと思われる（表6参照）。

知的障害者や精神障害者については、身体障害者と同様に、障害者自立支援法の制定以来、福祉サービスの利用の契約化や施設に依存しない自立した社会生活への維持・復帰が強く求められている。その結果、判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者の自立した生活支援のための方策が強く求められるようになっており、成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用が検討されている事案が増えている。また、親亡き後の知的障害者の生活への不安感から、障害者の親から司法書士会や社会福祉士会等の成年後見相談において、数多くの相談が寄せられている。

表4 療育手帳所持者数（2013年3月31日現在）

区分	18歳未満	18歳以上	計
A(重度)	956	4,441	5,397
B(中軽度)	1,733	4,789	6,522
計	2,689	9,230	11,919

出典：愛媛県障害福祉課「療育手帳交付状況」

表5 療育手帳所持者数の経年変化（2006～2010年度）

区分	2006	2007	2008	2009	2010
18歳未満	2,141	2,252	2,364	2,463	2,528
重度	953	959	969	958	950
中軽度	1,188	1,293	1,395	1,505	1,578
18歳以上	7,480	7,772	8,046	8,360	8,672
重度	3,771	3,900	4,023	4,160	4,291
中軽度	3,709	3,872	4,023	4,200	4,381
計	9,621	10,024	10,410	10,823	11,200

重度	4,724	4,859	4,992	5,118	5,241
中軽度	4,897	5,165	5,418	5,705	5,959

出典：愛媛県障害福祉課「県内の手帳所持者数」

表6 精神障害者手帳所持者数（2011年3月現在）

区分	2006	2007	2008	2009	2010
1級	554	568	643	796	899
2級	3,190	3,365	3,685	4,011	4,337
3級	531	565	596	547	525
計	4,275	4,498	4,924	5,354	5,761
通院医療費公費負担承認者	15,017	15,382	15,427	17,968	18,800

出典：愛媛県障害福祉課「県内の手帳所持者数」

3 愛媛県における福祉サービス利用援助事業の利用状況

2000年4月からの新たな成年後見制度の施行に伴って、成年後見制度の利用が必要なほどの判断能力の喪失はないが、判断能力の衰えた高齢者等への支援を目的に1999年10月に権利擁護支援事業が導入された。社会福祉法は地域社会で生活する判断能力の衰えた高齢者などのための生活支援をおこなうことを求めており、国は各都道府県社会福祉協議会に各都道府県の支援も加えて、「福祉サービス利用援助事業」の実施を委ねている。この制度は、判断能力が十分でない一人暮らしの高齢者、知的障害者や精神障害者などを支援することを目的とするものであり、契約能力はあるものの十分な判断能力を有しないために自立的な生活や金銭管理に支障を来たすことのないように支援するものである。具体的には、利用者と社会福祉協議会が契約し、社会福祉協議会が利用者との契約によって作成した支

援計画に基づき、福祉サービスの利用契約の援助をはじめとして、預金の出し入れ等の金銭管理や重要書類の預かりサービスを社会福祉協議会がおこなうものであり、自宅等に居住しながら、地域社会で自立的な生活をおこなうことができるようにしようという観点から導入された制度である²。したがって、契約締結のための判断能力を有しないと判断されるほどに破断能力が衰えている方は利用できないこととなっている³。

愛媛県においては、愛媛県社会福祉協議会からの委託によって、新居浜市社会福祉協議会、今治市社会福祉協議会、松山市社会福祉協議会、八幡浜市社会福祉協議会、宇和島市社会福祉協議会の五つの社会福祉協議会が基幹的社会福祉協議会として、市町の枠を超えて周辺の一定の地域を範囲としてこの事業に関わってきたが、現在では、県内 20 市町の社会福祉協議会がこの事業を実施している。愛媛県全体では、これまでこの制度を利用してきた利用者総数は、2013 年 11 月末現在、累計で 1,002 名となっている（表 8 参照）。2013 年 11 月現在、利用中の利用者数は 330 名である（表 7 参照）。

20 市町のうち、2013 年 11 月現在、利用契約がないのは、上島町と松野町であるが、この 2 町とも過去には利用契約があり、愛媛県内すべての市町において、福祉サービス利用援助事業の契約実績がある。

これまでの利用件数が多いのは、松山市、今治市、宇和島市、新居浜市などの人口の多い市であり、長年にわたり基幹的社会福祉協議会として、この事業に携わってきた社会福祉協議会の地元である。ただし、人口からだけ考えれば、松山市の契約件数は他の市と比して少ないといえる。この事業に携わる社会福祉協議会の専門員 1 名につき担当する利用者数は 40 名程度というのが全国社会福祉協議会の示す基準となっており、専門員数を簡単には増やせない状況下で、契約件数を増やすことができなかつた事

² 宮崎幹朗「四国における地域福祉の現状と課題」愛媛大学地域創成研究センター編『四国のかたちを考える』（シード書房、2007 年）84 頁。

³ その後、利用希望者が施設に入所している場合や身体障害のために支援が必要な障害者の利用契約も可能となっている。

情がある。この事業は国の補助事業であり、国と都道府県からの補助とでおこなわれている。都道府県の財政助教が厳しい中で、利用者数は増えているものの、事業費は増えず、専門員の数を簡単には増やせないため、新規契約に簡単には取り掛かれないこともあった。現在では、松山市社会福祉協議会の専門員は二名となり、これまで担当していた中予地域の各市町を各市町社会福祉協議会に移管したため、従来よりも状況は改善している。しかし、専門員はいずれの市町社会福祉協議会でも他の業務を兼任していることが原則となっている。また、実際の支援に当たる生活支援員に対する謝金は利用者の支払う利用料から支払われるのが原則となっており、有償とはいえほとんどボランティアといってよい状況にあり、多くの社会福祉協議会では生活支援員の確保に苦勞している。この制度を担う人的資源につき、大きな問題を抱えているといえる⁴。

一方で、高齢化率の高い市町ほど利用件数が少ないという傾向が見られ、事業の認知度不足の問題も指摘されている。また、近隣における相互扶助がいきわたっている中山間地域や島嶼部では利用の必要性を感じている住民が少ないことも指摘されている⁵。

表7 市町別契約件数（2013年11月末現在）

市町	認知症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	その他	合計
松山市	14	30	60	8	112
今治市	11	3	21	11	46
宇和島市	7	10	22	3	42
八幡浜市	4	2	1	1	8

⁴ 宮崎・前掲「四国における地域福祉の現状と課題」86頁。

⁵ 筆者は、愛媛県社会福祉協議会に社会福祉法に基づいて設置されている「運営適正化委員会」の委員長を務めており、福祉サービス利用援助事業の実施状況について監視する業務に携わっているため、定期的に各市町の社会福祉協議会を訪れ、この事業を担当する「専門員」の話を聞く機会を持っており、その際、利用件数の少ない市町の専門員からこのような意見を聞いている。

新居浜市	10	7	19	7	43
西条市	0	2	4	0	6
大洲市	3	2	1	1	7
伊予市	3	9	2	1	15
四国中央市	1	0	3	4	8
西予市	1	4	4	0	9
東温市	5	4	4	0	13
上島町	0	0	0	0	0
久万高原町	1	5	3	0	9
松前町	0	0	3	0	3
砥部町	0	0	2	0	2
内子町	1	1	0	0	2
伊方町	0	0	1	1	2
松野町	0	0	0	0	0
鬼北町	0	0	1	0	1
愛南町	2	0	0	0	2
計	63	79	151	37	330

出典：愛媛県社会福祉協議会資料

表8 市町別契約件数（累計、1999年10月～2013年11月）

市町	認知症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	その他	合計
松山市	40	36	87	16	179
今治市	78	13	40	22	153
宇和島市	85	15	37	17	154
八幡浜市	38	4	5	14	61
新居浜市	63	12	38	13	126

西条市	15	6	9	2	32
大洲市	28	7	6	10	51
伊予市	8	14	6	2	30
四国中央市	17	2	9	6	34
西予市	9	15	14	3	41
東温市	20	9	9	3	41
上島町	1	0	0	0	1
久万高原町	6	16	7	1	30
松前町	3	0	6	1	10
砥部町	0	0	5	0	5
内子町	3	1	1	2	7
伊方町	1	0	2	6	9
松野町	3	2	1	1	7
鬼北町	6	3	2	3	14
愛南町	14	0	1	2	17
計	438	155	285	124	1,002

出典：愛媛県社会福祉協議会資料

愛媛県における利用者の特徴として、精神障害者の利用件数が多くなっているということがあげられる。累計では、認知症高齢者の利用件数が最も多いが、近年、知的障害者や精神障害者の利用が増加し、現在利用中の利用者数は、精神障害者 151 件（46%）、知的障害者 79 件（24%）、認知症高齢者 63 件（19%）、その他 37 件（11%）の順番になっている。全国的なデータでは、認知症高齢者が 50%、精神障害者が 23%、知的障害者が 21%、その他が 5%となっており、愛媛県における精神障害者の方の利用率はきわめて高くなっていることが分かる。

精神障害者の方の場合、自宅で支援を受けながら自立生活をおくる方の

ほかに、病院や診療所等に入院しているもののその病院や診療所では金銭管理を一切おこなってくれないために、この制度を使用している人や、グループホームに入所して共同生活をおこないながら、金銭管理についてこの制度を利用している人がいる。認知症高齢者の場合でも、ケアホーム等に入所している高齢者の場合には、この制度を利用している方が多い。2013年11月現在、施設等に入所または入院している利用者の数は53名であり、全体に占める割合は16%である（表9参照）。一般に、特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の施設では、入所者の金銭管理について適切に対応する制度を設けているところが多く、この制度を利用する人は、現在ではない。

また、生活保護受給者の契約件数も多くなっており、現在の契約件数330件のうち、139名が生活保護受給者であり、契約件数に占める割合は42%に達している。生活困窮が原因となって、福祉関係者からの支援が必要となった人に対して、生活保護の利用が不可避であるとしても、判断能力が十分でないために金銭管理がきちんとできるかどうか疑問があるとして、ケースワーカー等から福祉サービス利用援助事業の利用を勧められる事案が多くなっている。

表9 利用者中の施設入所者数（2013年11月現在）

施設	利用件数
特別養護老人ホーム	0
養護老人ホーム	0
老人保健施設	4
ケアハウス	4
ケアホーム	13
療養型病床群	0
病院・診療所（認知症）	0

病院・診療所(精神)	4
病院・診療所(身体・病気)	2
グループホーム(認知症)	6
グループホーム(知的)	0
グループホーム(精神)	15
知的障害者施設	0
社会復帰施設(精神)	0
その他	5
計	53

出典：愛媛県社会福祉協議会資料

砥部町を参考に検討してみる。砥部町は松山市の南に位置する人口22,047人（2013年4月1日現在）の町であり、松山市のベッタウンとしての旧砥部町と山村部に当たる旧広田村が平成の大合併で合併した町である。65歳以上の高齢者数は5,735人、高齢化率は26.01%に達している⁶。砥部町社会福祉協議会の統計データによると、高齢者世帯数は791、そのうち一人暮らし世帯数は721世帯となっており、一人暮らしの高齢者が多い。このうち認知症高齢者数は562人、寝たきり高齢者数は170人である。療育手帳所持者数は115人、精神保健福祉手帳所持者数は86人となっている。砥部町における福祉サービス利用援助事業のこれまでの利用者数は累計で5人であり、すべてが精神障害者である。

砥部町においては、一人暮らしの高齢者数が相当に多いにもかかわらず、高齢者の利用がこれまでまったくなかったということになる。旧広田村のように、伝統的に近隣の相互扶助意識が強く残っている地域にあっては、日常的な買い物と同様に少額の預金の出し入れ等も近隣の人や親戚にまかせている人も多く、特別に不便を感じる事がなかったものと推測でき

⁶ 以下のデータは、砥部町社会福祉協議会の提供による。

る。また、一人暮らしではあっても、子どもや親族が松山市や同一町内に居住しているなど比較的近くにいる人も多く、日常的な生活支援についてホームヘルパー等を利用することで十分という人も多いといわれている。このような背景から、高齢の方にとっては特別に不便なことはなかったと考えることができる。しかし、逆にいえば、近隣との関係がうまくいってない人や支援を期待できる親族等が近くにいないという状況になって、自立した生活が困難になると、この事業の利用を考えることになるものと思われる。精神障害の方の利用だけがあるというのも、そのような方の中で家族や親族からの支援を受けられていない状態にある人や、近隣の方との交流がなく、孤立した状況にある人が多いという事情を抱えている人がいるということが推測できる。

福祉サービス利用援助事業の契約例の一つを紹介する。統合失調症を患い、精神保健福祉手帳（一級）を所持している 60 歳代後半の高齢者が契約者であり、厚生障害年金と生活保護を受給し、ケアホームで生活している。三人兄弟の三男であり、父母は若いときに死亡し、長兄もすでに死亡し、次兄は県外で生活しており、本人とかかわりを持つ人はほとんどいない状況である。長い間、松山市内の精神病院で入退院を繰り返し、家事等が一切できず、手元に現金が入るとパチンコ等で浪費してしまうなどで、日常的な生活に支障を来していたことから、精神病院の相談員からの相談によって、ケアホームへの入所とこの事業の利用を考えるようになった。松山市内では、入所できる施設が見つからなかったため、松山市外のケアホームへの入所を検討することになった方であり、現在では、生活保護の受給と合わせて、この事業を利用している。生活支援員が毎月 1 回生活費を銀行で払い戻しを受け、それを本人に届けて、話を聞くなどしている。現在では、安定した生活をおこなうようになっている。

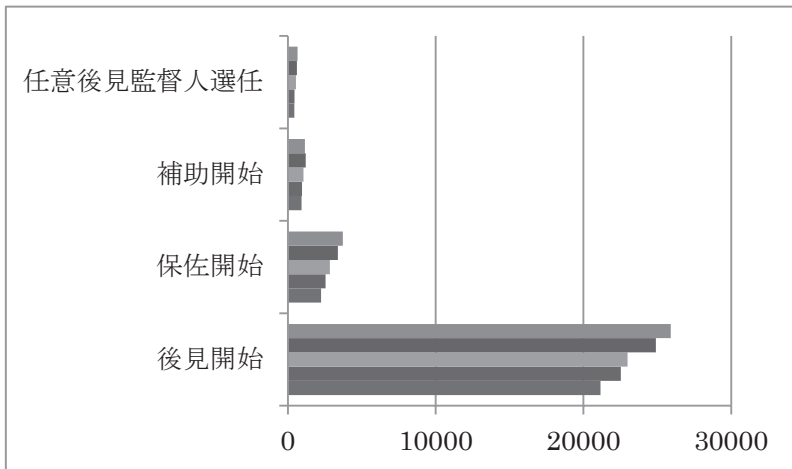
このように、周囲からの支援を受けにくい状況にある人が、病院や施設等の職員や相談員などによって見つけられ、生活の場所と生活資金の確保とともに、日常生活の維持と日常の金銭管理に対する支援の必要性があ

るとして、本人に関わる福祉関係者や行政関係者等の相談を経て、福祉サービス利用援助事業を支援の一つとして利用するという流れが多く見られている。

4 愛媛県における成年後見制度の利用状況

最高裁判所事務総局家庭局が全国の家庭裁判所の成年後見関係事件の処理状況をまとめた統計データによれば、2012年における成年後見関係事件の申立件数は、31,402件となり、対前年比4.4%の増加となっており、年々増加する傾向を示している（図1参照）⁷。

図1 全国成年後見関係事件申立件数の推移（2008年～2012年）



（各項目、下から、2008年、2009年、2010年、2011年、2012年の順）

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成23年1月～12月」

⁷ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成23年1月～12月—」参照。

成年後見関係事件の申立件数が増加する中で、愛媛県内の申立件数も増加しており、2009年には200件を超え、2010年には300件に達している⁸。市区町村長からの申立件数も増加しており、2012年においては、全国で3,680件となっている。松山家庭裁判所管内では、60件となっており、中四国では、岡山家庭裁判所の169件、広島家庭裁判所の72件に次いで、多い件数となっている。2005年には6件、2006年に10件であったものが⁹、2011年には31件となり、2012年には一挙に60件となり、6年間で6倍に増えている¹⁰。

成年後見人等が誰であるかについては、親族が後見人等になる割合が次第に減少し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者が後見人等になる割合が全国的に増えている（図2参照）。2012年の統計データによれば、全国では、親族が後見人等になる数が、第三者が後見人等になる数よりも少なくなり、逆転した。2000年には、配偶者や子どもなどの親族が後見人等になる割合が9割以上であったが、2012年には、親族が後見人等になった件数が15,661件、第三者が後見人等になった件数が16,602件となっている。親族が後見人等になる割合が48.5%、第三者が後見人等になる割合が51.5%となっていると報じられている¹¹。

このような背景として、親族が後見人となった場合に、本人の資産や貯金に関する管理が適切におこなわれず、業務上横領に当たるような事案が多くみられるようになってきたことや、親族間で争いがあり、親族の誰かが後見人等になることはさらにその争いを激化させるおそれがあるような事案が目立ってきたことがあげられる。また、身寄りがなく、親族とほと

⁸ 愛媛新聞 2013年4月3日付記事「成年後見制度 新たな担い手『市民』に期待」（岡敦司記者）。

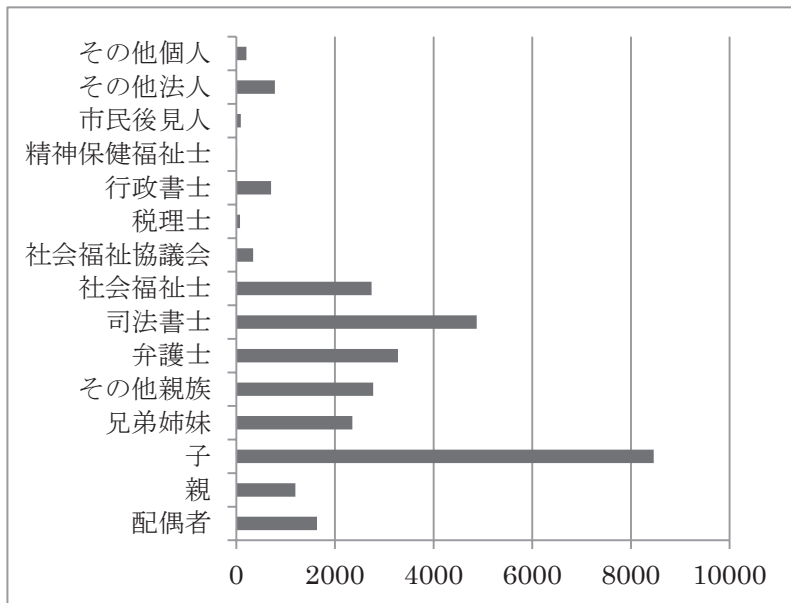
⁹ 宮崎・前掲「愛媛県における成年後見制度の実態と課題」中四国法政学会誌 2号12頁参照。

¹⁰ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成23年1月～12月—」参照。

¹¹ 愛媛新聞 2013年7月21日付記事、「期待高まる『市民後見人』誕生」（岡敦司記者）。

んど交流がないなどによって、親族が後見人等になることを拒否するなどの理由で。適切な親族後見人等が見つからないため、第三者を後見人等にせざるをえない事案がみられる。

図2 本人と成年後見人等との関係（2012年）



出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成23年1月～12月」

愛媛県内でも第三者が後見人等になる件数が増えており、それに伴って、各市町の社会福祉協議会が法人後見人となるケースも増えている。弁護士や司法書士などの専門職後見人等が不足する地域もあり、そのような地域にあっては、社会福祉協議会が後見人等の担い手になる必要がある。2013年6月現在では、県内の九つの社会福祉協議会で合わせて65件を受任し

ている（表 10 参照）¹²。その後、法人後見に取り組む社会福祉協議会は増加し、現在では、14 市町の社会福祉協議会が法人後見事業を実施するに至っている。その後、新居浜市社会福祉協議会、西条市社会福祉協議会、大洲市社会福祉協議会、西予市社会福祉協議会、宇和島市社会福祉協議会も法人後見事業に取り組むことを決めており、まだ実施していない社会福祉協議会でも法人後見事業の実施を検討しようというところも多い。愛媛県社会福祉協議会では、各市町の社会福祉協議会の法人後見事業を支援する目的で「法人後見支援センター」を設置し、県内全市町社会福祉協議会で法人後見人等を引き受けられる体制の整備をめざしている。

市町の社会福祉協議会が法人後見人等になる事案については、その多くは市町からの申立てがおこなわれた事案であり、親族からの申立ても期待できないものであり、社会福祉協議会が最後の手段として法人後見人等を引き受けるといった形になっているものといえる。

市町の社会福祉協議会が法人後見を受任している事案を一件紹介する。高齢の兄弟姉妹三人が同居して暮らしていた世帯についてである。下の妹二人が認知症で、兄が二人の面倒をみていたところ、その兄が自宅で亡くなり、そのまま妹たち二人が放置していたところを近隣の人が発見したというものである。その時点で、認知症であった二人の妹は要介護認定の申請もしておらず、近隣の人も三人が共同生活していることは認識していたものの、妹たちの状態等についてはまったく把握していなかった。近隣の人から役場の高齢福祉課に連絡が入り、地域包括支援センターの職員が中心となって、妹二人の判断能力等の診断や親族等に関する調査をおこなった上、成年後見人を選任してもらう必要があるとして、首長申立により家庭裁判所に後見開始の申立てをおこない、家庭裁判所が社会福祉協議会を後見人とする審判をおこなったという事案である。兄弟三名のうち、亡くなった兄だけが近隣のひととも交流しており、近隣のひとの支援も受け

¹² 愛媛新聞 2013 年 7 月 21 日付記事、「法人成年後見 9 社協が実施」（岡敦司記者）。

ることなく、妹二人の生活の面倒もすべてみていたという状況で、親族もなく、妹二人の後見人候補者を考えるにしても、第三者後見しか方法はなく、弁護士もいない地域であり、後見人を引き受けてくれる司法書士や社会福祉士もその地域にはほとんどいないため、隣接する市か松山市の弁護士や司法書士等に依頼するしかないというのがその地域の現状であった。妹二人の認知症もかなり進んでいたため、特別養護老人ホームへの入所を考えた上で、成年後見人の選任が求められていた。家庭裁判所は、社会福祉協議会が法人後見人となることが適切という判断をし、妹二人は同じ老人ホームに入所した上で、その財産の管理等を社会福祉協議会がおこない、社会福祉協議会の支援員が定期的に二人を訪問し、話をしたりして二人の様子をみている。

表 10 愛媛県内各市町社会福祉協議会の法人後見受任件数
(2013年6月現在)

市町	受任件数	市町村長からの申立て
松山市	21	13
今治市	7	5
八幡浜市	7	5
伊予市	2	1
四国中央市	4	1
東温市	6	3
久万高原町	15	14
松前町	2	2
松野町	1	1
計	65	46

出典：愛媛県社会福祉協議会資料

5 成年後見制度に関する新たな取り組み

2011年12月に老人福祉法が改正され、その32条の2において「後見等に関する体制の整備等」が規定され、市町村に成年後見業務を適切におこなうことができる人材の育成と活用を図るために研修の実施をするなどして、後見業務を適切におこなうことができる人材を家庭裁判所に推薦するように努める努力義務を課している。また、都道府県には市町村と協力して人材の育成や活用を努めるために、市町村が実施する研修等の実施に関して助言その他の援助をおこなうように努力する義務を課している。

この改正を背景として、厚生労働省は市民後見人育成のためのモデル事業をおこなうなどして、親族後見人、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職後見人、社会福祉協議会などの法人後見人に加えて、市民を後見人の候補者とする取り組みを強化している。愛媛県においても、この厚生労働省の「市民後見推進モデル事業」に松山市が応じて、松山市社会福祉協議会に委託して2011年から「市民後見人養成講座（基礎編）」と「市民後見人養成講座（実践編）」を実施している。この養成講座の修了生のうち3名が、松山市社会福祉協議会がおこなっている法人後見業務に携わっている。2012年度には、全国八七市区町がこのモデル事業を受けて、市民後見人養成講座を開設している。

八幡浜市社会福祉協議会では、2010年から、将来の市民後見人養成を目的として、独自の取り組みとして「福祉後見入門講座」を開設している。その修了生の中から、社会福祉協議会が受託した法人後見事業について携わる「後見支援員」として採用し、徐々に、市民の力を活かした取り組みを強化し、将来の「市民後見人」候補者の育成に努めようとしている¹³。八幡浜市社会福祉協議会では、2014年には「市民後見養成講座」と名称を改め、直接に市民後見人を育成することを目的として養成講座を開設する

¹³ 前掲・愛媛新聞2013年7月21日付記事、「期待高まる『市民後見人』誕生」（岡敦司）。

こととしている。また、高齢者や障害者の支援を目的として、「権利擁護センター」を立ち上げ、高齢者や障害者に対する支援を強化しようとしている。

すでに、東京大学では政策ビジョン研究センターに「市民後見研究実証プロジェクト」を立ち上げ、2009年から「市民後見人養成プロジェクト」を開始している。その成果として、多くの市民後見人候補者を育成し、プロジェクトの修了生たちがその居住地域を拠点として市民後見活動に取り組むNPO法人を立ち上げるなどしている¹⁴。全国で、市民後見養成の取り組みが強まっていることは間違いない。全国で、市民後見人養成の取り組みが増えるとともに、社会福祉協議会だけではなく、法人後見に取り組む社会福祉法人、NPO法人も増えている。

愛媛県においては、新たな法人後見の取り組みとして、新居浜市の社会福祉法人「ふたば会」が2012年4月に法人後見事業の取り組みを開始し、実際に法人後見を受任し、後見業務を進めている。また、市民後見の育成や後見支援活動を目的としたNPO法人として、「NPO法人市民後見サポートセンターえひめ」も設立されており、愛媛県においても次第に第三者後見人として、専門職後見人だけではなく、法人後見人、市民後見人の確保に向けた取り組みが本格的に始まろうとしているといえる。

¹⁴ 東京大学医学系研究科「東京大学 筑波大学 市民後見人養成講座実施報告書」（2011年3月、文部科学省「社会人の学び直し」委託事業）42頁参照。